

第2部 各国の財政健全化の取組

財政制度等審議会海外調査報告書（米国）

1. 1990年代における財政健全化の取組

【ポイント】

- 米国においては、財政赤字の悪化は経済の不安定要因であると考えられていた。
- 1980年代に財政赤字は悪化したが、1990年代の財政健全化の取組により、1998年度には財政黒字を達成した。
- 具体的には OBRA 等の法律を制定し、それらに基づき歳出・歳入両面から積極的に財政再建に取り組んだ結果、財政収支が改善している。大統領経済報告においても「経済の回復が財政健全化に寄与したことは確かであるが、主要な役割を果たしたのは政策である」と指摘している。

（1）財政運営の基本スタンス

米国においては、1980年代半ば以降、膨大な財政赤字と経常収支赤字のいわゆる「双子の赤字」が経済の不安定要因であるとの認識の下に、財政赤字を削減することにより、高金利や民間投資のクラウディングアウトを避けることが不可欠と認識されていた。クリントン大統領の97年一般教書演説においても、「第一に、我々は、我が国においてやり残している仕事を速やかに完遂させなければならない。即ち、財政収支均衡、民主主義の再生、福祉改革の完成である。・・・（中略）・・・意見の違いを乗り越え、今我々は財政収支均衡を実現しなければならない。そして、長期にわたる社会の健全性を保つため、党派を超えて、社会保障を維持し、メディケアを改革するべく同意を得なければならない。」と述べられており、財政健全化が経済活性化の鍵と考えられていた。

また、クリントン大統領が、95年度の財政収支実勢の発表に際して、「子供たちから債務の負担を取り除き、将来に投資するための資金をより多く確保するべく、財政収支を均衡させねばならない」と述べているように、将来世代の税負担の急上昇を防ぐためには、現在の債務残高のみならず、高齢化に伴う将来の社会保障の負担等も含めて、一刻も早く解決することが必要との認識が持たれていた。

(2) 財政健全化に向けた具体的取組

① グラム・ラドマン・ホリングス法 (Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985) (85年12月)

レーガン政権発足直後の大幅減税の結果、米国の財政赤字は急速に拡大し、その弊害についての認識等から、1985年にグラム・ラドマン・ホリングス法 (GRH 法) が制定された。

同法は、1991年度に財政収支を均衡させることを目標として、各年度の財政赤字目標額を定め、年度当初における財政赤字の見通しが目標額を100億ドル以上上回る場合(1991年度はゼロにならない場合)、目標を超過した額の半分を国防費から、残りを非国防費から一律に削減する手続を定めたものである。また、この手続については、宣戦布告が行われた場合及び経済の低成長の場合には、一律削減が停止される旨の規定が置かれた。

同法は、歳出削減や歳入増加のための具体的な取組を何ら定めておらず、また、一律削減の要否は年度当初の財政赤字見通しに基づいて決定されるため、年度途中に補正予算等が成立することによって当該年度の財政赤字の実績額が目標額を超えたとしても何ら措置が講じられなかつた等の問題点を抱えていた。

このため、財政赤字の削減は目標通りには進まず、1987年には財政収支均衡の目標年次を1993年度に先送りする等のGRH法の改正が行われたが、財政赤字拡大の流れは止まらなかつた。

② 90年包括財政調整法 (Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990 : OBRA90) (90年11月)

その後、ブッシュ政権において、資産価格の下落、S&L危機等もあり、90年から91年にかけて景気後退期を経験することとなつたが、この景気後退は、一時的な景気拡大の中斷であり、すぐに景気は回復するとして短期的な経済対策を講じることはなかつた。経済成長の促進のためにまず始めるべきことは連邦の歳出の抑制であるとし、GRHの失敗を踏まえ、特にどのように歳出を削減していくかが重要視され、増税、歳出削減を盛り込んだOBRA90が成立した。

同法は、所得税の最高税率の引上げ(28%→31%) やガソリン税、たばこ税、アルコール飲料税の増税等の歳入増加策、及びメディケア(高齢者等医療保険)や農業補助金等の義務的経費や国防費を中心とする裁量的経費の歳出削減策を措置するとともに、予算手続上の法的枠組みとして、1995年度までの間、各年度毎に裁量的経費の総額に上限(CAP)を設け、義務的経費についても、Pay-as-you-goの原則(制度改正により義務的経費を増加させる場合、又は減税を行う場合、その財政負担増

に見合った増税又は歳出削減を伴わなければならぬという原則)が設けられ、これらの財政規律が、補正予算も含めて守られない場合には、その超過分につき歳出の一律削減が行われることとした。また、この規律については、GRH 法と同様、宣戦布告が行われた場合及び経済の低成長の場合には、一律削減が停止される旨の規定が置かれた。

(注) 裁量的経費…13 本ある各年度の「歳出権限付与法」等で歳出権限が与えられる経費。国防費、公共事業費など。

義務的経費…一旦法律(支出根拠法)が成立すれば「歳出権限付与法」なしに、毎年度自動的に歳出権限が認められる経費。医療給付、年金、利払費など。

OBRA90 に盛り込まれた措置により、1991 年～1995 年の 5 年間で約 1,500 億ドルの歳入増加、約 3,500 億ドルの歳出削減、合計約 5,000 億ドルの赤字削減効果が見込まれることとなった。

③ 93 年包括財政調整法 (Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993 : OBRA93) (93 年 8 月)

93 年に政権に就いたクリントン大統領は、同年 2 月、経済再生のためのプランとして「米国変革のビジョン」を発表し、長期的な経済成長のため基盤整備を行う一方で、雇用を創出するため景気刺激を行うことを提案し、さらに、投資により雇用を創出し、所得を増加させるべき民間資金が政府に吸収されるのを止めるため、真剣かつ公正でバランスのとれた財政赤字削減計画を実行していくことを提案した。

このような中で成立した OBRA93 は、歳出削減のみによる財政収支均衡は、市民がこれまで当然のこととして得てきた給付を大幅削減し、既に困窮状態にある人々にも負担を求め、投資プログラムの切り詰めを行うこととなり、社会全体で負担を公平に分担することにはならないとの考え方から、税制構造の累進性を高め、高所得者層及び法人への課税を強化する措置も同時に行つた。

具体的には、高額所得者に対する所得税率の引上げ(最高税率 31%→36%、39.6%)、メディケア保険料の保険料率適用上限額の撤廃、公的年金給付の課税強化、ガソリン税等の引上げ、法人税の引上げ(最高税率 34%→35%) 等の歳入増加策及びメディケア、メディケイド(低所得者医療扶助)の削減、電波周波数の競争入札、農業補助金の削減等による義務的経費の歳出削減や国防費を中心とする裁量的経費の歳出削減策を措置するとともに、OBRA90 に規定された CAP、Pay-as-you-go の規定を 1998 年度まで延長した。

これにより、1994 年～1998 年度の 5 年間で約 2,500 億ドルの歳入増加、約 2,550 億ドルの歳出削減、合計約 5,050 億ドルの赤字削減効果が見込まれ、歳入面、歳出面それぞれ同程度の措置を講ずることとされた。

④ 97年財政収支均衡法 (Balanced Budget Act of 1997 : BBA) (97年8月)

同法は、メディケアやメディケイドの改革等により歳出削減を行うとともに、CAP、Pay-as-you-go の規定をさらに2002年度まで延長するものであった。これらの規定により、2002年度までに財政収支を均衡させることをその目的とし、2002年までの5年間で約2,700億ドルの歳出削減を実施する内容であった。

(3) 財政収支の改善

OBRA を始めとする財政赤字削減策により、財政赤字の削減は着実に進み、過去最高の財政赤字を記録した93年度において、財政赤字額は▲2,903億ドル（対GDP比▲4.7%）であったのに対し、98年度には693億ドル（対GDP比0.8%）の黒字へと大幅な改善を示した。

このように財政収支の好転をもたらした要因について、98年2月の大統領経済報告では「景気の循環が、歳入及び歳出の双方に大きな影響を与え、財政赤字の変動をもたらしたことは確かである。しかし、循環的な要因がこのように説明されるとしても、財政赤字のコントロールに主要な役割を果たしたのは政策であったことは明らかである。」と述べられている。また、当時の財務長官のルービン氏は「赤字削減策の半分は歳出削減によるもの、残りの半分が増税によるものだった。」と述べている。

2. 2000年代前半における財政状況

【ポイント】

- 2000年代前半の財政収支の悪化の要因は、国防費の増大の影響が大きい。
- 累次の減税や景気後退により、所得税等の歳入も減少している。

(1) 概要

米国においては、1990年代に歳出の抑制や増税に積極的に取り組み、好景気もあって98年度に財政収支の均衡を達成した。しかしながら、2002年度以降再び財政赤字を計上し、2007年度予算教書によると、2006年度にはイラク・アフガン関連費用の影響等から史上最高額（▲4,232億ドル）の赤字を計上する見込みである。

(2) 最近の動き

米国の財政収支は、過去のピーク時 1992 年度の▲2,903 億ドルの赤字（対 GDP 比▲4.7%）から、98 年度に 29 年ぶりに黒字に転じ、693 億ドルの黒字（同 0.8%）を達成し、1999～2001 年度と引き続き財政黒字を達成した。しかし、2001 年と 2003 年に成立した減税法、景気低迷、防衛・国土安全関連の支出の増加などの影響により、2002 年度から再び赤字に転じ、加えて 2004 年度にはイラク復興費用の影響等から、財政赤字は▲4,127 億ドル（同▲3.6%）と、史上最高額の財政赤字を計上した。2005 年度には、ブッシュ政権発足以降初めて財政赤字が縮減されたところであるが、2006 年度にはハリケーン対策等により▲4,232 億ドル（同▲3.2%）となり、再び財政赤字が悪化する見込みである。なお、2007 年度予算教書においては、2009 年度までに財政赤字を 2004 年度の当初見通し財政赤字（▲5,207 億ドル、対 GDP 比▲4.5%）と比較して半減させるとの公約を再確認し、国防以外の裁量的経費の総額を対前年度比▲0.5%削減し、社会保障制度改革や義務的経費の削減を提案している。さらに、今後 5 年間の CAP（裁量的経費の伸びをインフレ率以下に設定）や Pay-as-you-go（財源なくして増額措置なし。ただし減税は対象外）の復活を議会に提案している。

（参考 1）1990 年代における財政健全化

- ◆OBRA90（5 年間（91～95 年度）で約 5,000 億ドルの赤字削減）
 - 歳入増加：所得税、ガソリン税の増税等により約 1,500 億ドル
 - 歳出削減：国防費、メディケア（老齢者医療給付）等の削減により約 3,500 億ドル
- ◆OBRA93（5 年間（94～98 年度）で約 5,050 億ドルの赤字削減）
 - 歳入増加：所得税の増税（最高税率 31%→36%、39.6%）・法人税の増税（最高税率 34%→35%）、ガソリン税の増税等により約 2,500 億ドル
 - 歳出削減：国防費、メディケア等の削減（診療報酬のカット等）により約 2,550 億ドル
- ◆財政収支均衡法（5 年間（98～2002 年度）で約 1,750 億ドルの赤字削減）
 - 歳出削減：メディケア等の削減により約 2,700 億ドル
 - 減税措置等：17 歳未満の子供を持つ中所得者層に対する税額控除、教育関連減税等によりネットで約 950 億ドルの減収

（参考 2）歳出コントロールのための手法

- CAP：裁量的経費（国防費など）に上限を定め、裁量的経費の総額が上限を超過した場合には、一律削減を行うとする制度
- Pay-as-you-go：義務的経費（医療給付、年金など）を新たに設ける場合若しくは減税を行う場合、それに見合った財源を用意しなければその経費増分に対し一律削減を行うとする制度

※上記の 2 手法は、2002 年 9 月末をもって失効している。

(参考3) 最近の財政状況(連邦政府統合予算ベース)

(単位:億ドル)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
歳 入	17,825	18,803	21,539	22,855	24,159	25,903	27,142	28,782
歳 出	21,601	22,930	24,722	27,087	27,701	28,136	29,218	30,609
財政収支	▲3,776	▲4,127	▲3,183	▲4,232	▲3,542	▲2,233	▲2,076	▲1,827
(対GDP比)	▲3.5%	▲3.6%	▲2.6%	▲3.2%	▲2.6%	▲1.5%	▲1.4%	▲1.1%

(注) 1. 2006年度以降は2007年度大統領予算教書(2006年2月発表)による見通し

2. 会計年度は前年10月~当年9月

(参考4) 連邦政府は、法定限度額の範囲内で自由に国債を発行することができる。法定限度額は、財政運営の必要上から頻繁に引き上げられており、2006年4月末現在、89,650億ドルである。

(3) 2000年代に財政収支が悪化した要因

2000~2006年度における歳出増(2.4%)のうち、大部分が裁量的経費である(67%)。

これは、テロとの戦争・国土安全防衛等の国防費の増大の影響が大きい(44%)。その他、義務的経費については、失業給付等の所得援助、公的医療保険(メディケア)、低所得者向けの医療給付(メディケイド)等が影響している。

歳入については、2001年から2003年に行われた累次の減税や、景気後退等の影響から、所得税を始め、大きく減少している。

	2000年度		2006年度		00→06	寄与率
	金額(億ドル)	対GDP	金額(億ドル)	対GDP		
歳出計	17,892	18.4%	27,087	20.8%	2.4%	100.0%
裁量的経費	6,148	6.3%	10,321	7.9%	1.6%	67.3%
(内) 国防	2,950	3.0%	5,322	4.1%	1.0%	44.3%
その他の	3,199	3.3%	4,999	3.8%	0.5%	22.9%
義務的経費等	11,744	12.1%	16,766	12.9%	0.8%	32.7%
(内) 所得援助	2,123	2.2%	3,057	2.3%	0.2%	6.7%
社会保障年金	4,060	4.2%	5,502	4.2%	0.0%	1.7%
メディケイド	1,179	1.2%	1,923	1.5%	0.3%	11.1%
メディケア	1,941	2.0%	3,379	2.6%	0.6%	25.2%
国債等利払費	2,229	2.3%	2,201	1.7%	▲0.6%	▲25.7%
その他の	211	0.2%	705	0.5%	0.3%	10.8%
歳入計	20,255	20.9%	22,855	17.5%	▲3.3%	100.0%
所得税	10,045	10.3%	9,976	7.7%	▲2.7%	81.0%
法人税	2,073	2.1%	2,771	2.1%	▲0.0%	0.2%
その他の	8,137	8.4%	10,108	7.8%	▲0.6%	18.8%

(出典) 2007年度大統領予算教書

なお、近年の財政収支悪化の要因を巡っては、米国議会でも意見が分かれており、共和党の優勢な下院やブッシュ政権は、財政悪化に最も影響を与えたのは景気低迷であり、減税はむしろ景気を下支えし、財政収支悪化の抑制に役立っていると主張しているのに対し、民主党と共和党が拮抗している上院は、減税が財政悪化の最大要因であり、景気低迷の影響はわずかであると主張している。

3. 2000 年代前半における財政健全化の取組

【ポイント】

- ブッシュ大統領は、2009 年度までに財政赤字を 2004 年度の当初見通し財政赤字（▲5,207 億ドル、対 GDP 比▲4.5%）と比較して半減させると表明している。
- 歳出面については、国防費以外の裁量的経費を抑制し、義務的経費の抑制も必要であることを強調している。
- 歳入面においては、歳入中立を前提とした「簡素、公平、経済成長の促進」のための税制改革に取り組んでいる。
- 経済見通しについては、過度に楽観的にならないように慎重に設定されている。
- 米国では、日本ほど財政状況が悪化していないにもかかわらず、財政健全化の必要性を国民に対して積極的に PR している。

(1) 米国における財政健全化目標

ブッシュ大統領は、2009 年度までに財政赤字を 2004 年度の当初見通し財政赤字（▲5,207 億ドル、対 GDP 比▲4.5%）と比較して半減させると表明しており、2007 年度予算教書においても、裁量的経費全体を 2007 年度以降 2006 年度のインフレ率 3.3%以下に抑制する、2001 年及び 2003 年減税の恒久化を行うとの前提の下、2009 年度に財政赤字は▲2,076 億ドル（対 GDP 比▲1.4%）と半減目標を達成できるとの見通しを示している。この目標について、米国を訪問した際に、OMB の担当官は、「財政赤字を半減するという目標は、公債残高対 GDP 比などよりも一般の人にとって分かりやすいメッセージである。また、半減目標の達成により財政赤字を歴史的な水準以下に引き下げることになるとともに、連邦政府債務残高対 GDP 比も引き下げるにもつながるものと考えている。また、長期間にわたる財政収支の見通しには技術的な困難を伴うので、2009 年度までの目標としている。」と述べていた。

2009 年度以降の財政健全化目標について、米国を訪問した際に、上院財政委員会の担当者は、「今後、医療保険を中心とする義務的経費の増大が見込まれており、改革を

早く行えば行うほど将来の財政状況は好転するため、そのような目標が必要と考える。そのためには、国民の間の給付に対する期待を変えていく必要がある。」と述べていた。

(2) 岁出抑制の取組

ブッシュ政権は、テロとの戦いに係る経費、ハリケーン対策等の歳出増を行う一方で、国防・国土安全保障以外の裁量的経費を中心に歳出抑制を実施している。

裁量的経費については、裁量的経費全体の伸びを、2005 年度予算では平均家計所得の伸びである 4%未満に、2006、2007 年度予算ではインフレ率以下に抑制することを議会に提案している。また、国防・国土安全保障以外では、2006、2007 年度予算ではマイナスとすることを提案している（レーガン政権以来のマイナスの伸び）。

共和党主導の議会も、2006 年度予算審議において、裁量的経費全体の伸びについて、予算決議で議決された 2.1%から更に、ハリケーン対策の財源確保のため、退役軍人関連以外の裁量的経費を一律▲1%を実施し、1.1%に抑制している。

ただし、裁量的経費の連邦政府歳出全体に占める割合は約 3 分の 1、国防・国土安全保障以外の裁量的経費の割合は約 6 分の 1 にとどまる。

義務的経費については、今後義務的経費の伸びが現在のままで増大し、税収が過去の水準で推移すれば、2040 年には義務的経費と利払費だけで全ての税収を使い果たす水準となり、2070 年度には税収の 2 倍の水準となるとして、義務的経費の抑制が必要であることを強調している。

ブッシュ政権は、2003 年にメディケア改革を実施するとともに、2006、2007 年予算教書においては、それぞれ 600 億ドルを超える義務的経費の削減を提案している。

議会でも、2006 年 2 月には、2006–2010 年度の 5 年間に義務的経費を▲388 億ドル削減する財政調整法 (Deficit Reduction Act of 2005) が成立した。財政調整法の枠組みによる義務的経費の削減は、1997 年財政收支均衡法以来 8 年ぶりである。

米国を訪問した際に、財務省の担当官は、「米国の財政政策の第一の目標は、歳出あるいは経済に対する政府の介入を最小限に限定することである。また、経済成長を高めるためのインセンティブとして、現在の低税率を維持することも重要である。経済と財政関係については、財政健全化を行い、政府の役割を最小限にし、経済活力を高めていくとの考え方である。」と述べていた。

(注) 財政調整法については、審議時間の制限、単純過半数による可決等によって審議の迅速化を図ることが可能であり、1990 年代には財政赤字削減のための手続として活用されていたが、ブッシュ政権下では 2001 年、2003 年の減税措置のために用いられてきた。

ただし、1990 年代の財政調整法と比較すると

- ① 中期的な財政赤字削減目標がないこと
- ② 同財政調整法による減税措置とのネットでは財政赤字が増加すること
- ③ CAP や Pay-as-you-go など財政規律を担保するルールがないこと
- ④ 義務的経費の削減額が過去の財政調整法と比べると必ずしも大きいものではないこと

等、2005年財政調整法は「小粒」の内容となっている。

(参考1) テロとの戦いに係る経費

2001年9月以降、これまでにイラク・アフガン戦費を含む「テロとの戦い」のために講じられた予算措置の総額（歳出権限ベース。以下同じ。）について、CBOは、累計3,230億ドルと試算している。これに加え、2007年度予算教書では、2006年2月に2006年度補正として議会に要求した724億ドル、2007年度補正として500億を見込んでいるため、現時点では、累計約4,400億ドルの支出が見込まれている。

(参考2) ハリケーン対策

ハリケーン対策として、これまでに

- ① ハリケーン・カトリーナ対策第1次・第2次補正歳出法により、FEMA等に合計623億ドル
- ② 第1次、第2次歳出法の措置の一部撤回により捻出された234億ドルと新規歳出により、復興事業のために合計290億ドル

を補正予算で計上している。CBOは、ハリケーン対策の財政影響額として、減税措置や洪水保険の支払いの増加等を加えると、総額970億ドルと推計しているが、更に、2006年2月に198億ドルの補正予算が議会に提出されたことから、現時点では、合計で1,100億ドルを上回る財政影響額が見込まれている。

(3) 歳入面での取組

① ブッシュ減税の概要

(i) 2001年ブッシュ減税法(EGTRRA)【11年間で1兆3,485億ドルの減税】

○ 所得税

- ・ 税率の段階的引下げ（2001年は10、15、27.5、30.5、35.5、39.1%に、最終的（2006年）には10、15、25、28、33、35%へ）
- ・ 子女税額控除の段階的引上げ（2001年は600ドル、2010年には1,000ドルに）
- ・ 婚姻ペナルティの段階的解消
- ・ 個人の代替ミニマム税基礎的控除引上げ（p24参照）
- ・ 教育貯蓄勘定への拠出限度額の引上げ（2002年以降2,000ドルに引上げ）

- ・ IRA 及び 401 (k) への拠出限度額の引上げ

○ 遺産税

- ・ 2009 年まで税率引下げ (55%→45%) 及び統合控除額の引上げ
- ・ 2010 年に遺産税は廃止、贈与税は 35% に税率引下げ

(注) ただし、サンセット条項が発動され、2011 年以降はブッシュ減税が全て廃止され、減税前の税法に復することになる。

(ii) 2003 年ブッシュ減税法 (JGTRRA) 【11 年間で 3,497 億ドルの減税】

○ 所得税

- ・ 2001 年ブッシュ減税の前倒し施行 (2003 年 1 月 1 日遡及適用)
 - 個人所得税率引下げ (現行 10, 15, 27, 30, 35, 38. 6%→10, 15, 25, 28, 33, 35%)
 - 子女税額控除の引上げ (600 ドル→1,000 ドル : 03, 04 年の時限措置)
 - 婚姻ペナルティの解消前倒し
 - 個人代替ミニマム税基礎控除引上げ (p24 参照)
- ・ 配当所得及びキャピタルゲイン減税 (2008 年までの時限措置)
 - 配当所得に係る税率軽減 (通常税率→5, 15% (2003 年 1 月 1 日～2007 年末)→0, 15% (2008 年))
 - 長期キャピタルゲインに係る税率軽減
(現行 10, 20%→5, 15% (2003 年 5 月 6 日～2007 年末)→0, 15% (2008 年))

○ 法人税

- ・ 初年度特別償却拡大 (30%→50% : 2003 年 5 月 6 日～2004 年末の時限措置)
- ・ 中小企業の即時償却枠の拡大 (25,000 ドル→100,000 ドル : 2003 年 1 月 1 日～2005 年末の時限措置)

② 税制改革諮問委員会による報告書の提出

ブッシュ政権は、二期目の経済政策課題として歳入中立を前提とした「簡素、公平、経済成長の促進」のための税制改革を掲げており、2005 年 1 月、税制改革案の検討のため、税制改革諮問委員会を設置した。

同委員会は、設置以後約 10 ヶ月にわたり、米国税制の抜本改革案を検討し、同年 11 月 1 日、財務長官に最終報告書を提出した。現在、同報告書の提案の内容を踏まえ、税制改革について、米国政府としての検討が行われている。

③ 報告書の基本的考え方

○ 簡素

現行税制は、代替ミニマム税の存在や多種多様な控除制度など、複雑な税制となっており、納税者は、実際の納税額以上の負担を被っている。このような税制の複雑さは、経済に歪みを生じさせ、不公平感を醸成するため、「簡素・公平・経

済成長の促進」の3原則のうち、税制の簡素化に重点を置いている。

○ 公平

現行税制の複雑さを利用した租税回避行為が横行しており、こうした行為に対し、納税者は不公平感を持っているため、各種控除の整理や租税特別措置の廃止等が重要である。

○ 経済成長の促進

租税特別措置の存在等により、経済に歪みを生じさせ、経済成長の阻害要因となりかねないため、その是正が重要である。

また、複雑な貯蓄優遇税制を整理して利用しやすくすることにより、貯蓄を促進し、資本の累積につなげることが重要である。

④ 具体的な税制改革提案

○ 上記基本的考え方を基に、

(i) 現行の所得課税を基礎とした改革案（簡素な所得税制案）、
(ii) 課税ベースを消費により近づけた改革案（成長及び投資税制案）
の2つの改革案（オプション）が示された。

（参考3）税制改革諮問委員会においては、所得課税を中心とすべきか、消費課税への移行を検討すべきかとの文脈の中で、付加価値税の導入も検討されていたが、州・地方政府の小売売上税との関係等の問題もあり、提案には至らなかった。

○ 両案の共通事項（主なもの）は以下のとおりである。

(i) 代替ミニマム税を廃止

(ii) (i)のための財源調達等の理由から、以下の措置を実施

・住宅ローン利子控除の縮減・税額控除化

・支払地方税額に係る控除の廃止

・雇用主負担の健康保険料に係る非課税措置の制限

(iii) 各種控除・租税優遇措置の整理・統合による簡素化

・人的控除、概算控除、子女税額控除等を家族税額控除に一本化

（夫婦世帯に3,300ドルの基礎的税額控除の他、子供1人当たり1,500ドルの税額控除等）

・勤労所得税額控除及び子女税額控除の還付部分を就労税額控除に組替え

（夫婦子2人の低所得家庭の場合、勤労所得額の40%（最大5,800ドル）の税額控除）

・現行15種類の貯蓄優遇規定を3種類に統合

- ・事業関連の租税優遇措置のほとんどを廃止（これによる增收を元に法人税率を引下げ）

○ 両案の主な相違点は以下のとおり。

	現行	①簡素な所得税制案	②成長及び投資税制案
所得税率	10~35%の6段階	15~33%の4段階	15~30%の3段階
金融所得	利子…総合課税 配当…5%, 15% 長期譲渡益 …5%, 15%	利子…総合課税 配当…非課税 譲渡益 (株式) …4分の1課税 (その他) …総合課税	利子、配当、譲渡益とも 15%の税率で課税
法人税率	35%	31.5%	30%
減価償却	償却期間により 10 類型 に分類される	大企業…4類型に簡素化 小企業…即時費用化	購入時に即時費用化
支払利子	損金算入	損金算入	損金算入を認めない
国際租税	全世界所得課税主義 (国外源泉所得も課税 し、外国税額控除により 調整)	国外所得免除方式 (原則として国外源泉所 得に課税しない)	仕向け地課税主義 (輸出品を免税とし、輸 入品に課税)

(参考4) 代替ミニマム税(AMT) 改正の延長について

代替ミニマム税(AMT : Alternative Minimum Tax)は、高額所得者が租税優遇措置により納税額を圧縮できる額を制限するために設けられた税制であるが、現在、その基礎控除額がインフレ率と連動していないため、中間層がこの対象となってしまうことが懸念されている。

2007年度予算教書では、この基礎控除額の時限的引上げが2005年末で期限切れになっていたことから、1年間延長することを提案した(2007年度▲205億ドル)。

CBO及び両院合同歳入委員会(Joint Committee on Taxation)は、基礎控除額のインフレ連動等の改革を行った場合、2009年度で▲580億ドル歳入減が見込まれるとしている。

(参考5) ブッシュ減税の恒久化について

2007年度予算教書の財政収支見通しでは、2010年末までの時限措置となっている2001年ブッシュ減税(個人所得税率の引下げ、子女税額控除額の引上げ、婚姻によるペナルティの軽減、遺産税の段階的廃止等)及び、2007年末又は2008年末までの時限措置となっている2003年ブッシュ減税(中小企業の即時償却枠の拡大、配当及びキャピタルゲイン減税)の恒久化を織り込んでおり、これによる歳入減は2009年度に▲370億ドル、2007年度から2016年度まで計▲1.4兆ドルになると見込まれている。

(4) 米国予算教書における経済見通しについて

① 経済見通しの設定

予算教書における経済見通しは、議会に属する予算調査のための組織である議会予算局(CBO)の見通し及びおよそ50社の民間部門の経済見通しの平均である「Blue Chip Consensus」を参考に決定されている。現在、米国においては、名目GDP成長率が長期金利を上回っているが、2008年度以降、長期金利が名目GDP成長率を上回る見通しを立てている。

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
名目GDP(10億ドル)								
予算教書	11,734	12,482	13,210	13,949	14,713	15,493	16,310	17,177
CBO	-	-	13,263	13,960	14,696	15,455	16,208	16,954
Blue Chip Consensus	-	-	13,237	13,939	14,703	15,505	16,372	17,280
名目GDP成長率(%)								
予算教書	6.8	6.4	5.6	5.6	5.4	5.3	5.3	5.3
CBO	-	-	-	5.3	5.3	5.2	4.9	4.6
Blue Chip Consensus	-	-	-	5.3	5.5	5.5	5.6	5.5
実質GDP成長率(%)								
予算教書	3.8	3.5	3.4	3.3	3.2	3.1	3.1	3.1
CBO	-	-	3.6	3.4	3.4	3.3	3.0	2.8
Blue Chip Consensus	-	-	3.4	3.1	3.2	3.1	3.3	3.2
消費者物価上昇率(%)								
予算教書	2.7	3.4	3.0	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5
CBO	-	-	2.8	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2
Blue Chip Consensus	-	-	2.9	2.4	2.5	2.5	2.4	2.5
失業率(%)								
予算教書	5.5	5.1	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
CBO	-	-	5.0	5.0	5.1	5.2	5.2	5.2
Blue Chip Consensus	-	-	4.9	4.9	4.9	4.9	5.0	4.9
短期金利(%)								
予算教書	1.4	3.2	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3	4.3
CBO	-	-	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4
Blue Chip Consensus	-	-	4.5	4.5	4.4	4.3	4.4	4.4
長期金利(%)								
予算教書	4.3	4.3	5.0	5.3	5.5	5.6	5.6	5.6
CBO	-	-	5.1	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
Blue Chip Consensus	-	-	4.9	5.0	5.3	5.3	5.4	5.4

② 経済前提に対する予算の感度

予算教書では、経済前提と実績が乖離することによる財政見通しへの影響を試算している。

(単位：10億ドル)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
2006年から2011年まで実質GDPが経済見通しより1%低かった場合						
歳入	▲ 12.8	▲ 41.8	▲ 77.7	▲ 117.3	▲ 161.5	▲ 209.8
歳出	0.2	1.0	3.3	7.3	12.0	17.8
財政収支	▲ 12.9	▲ 42.8	▲ 80.9	▲ 124.5	▲ 173.5	▲ 227.6
2006年から2011年までインフレ率と利子率が経済見通しより1%高かった場合						
歳入	16.6	65.2	111.6	151.6	194.6	243.3
歳出	11.7	35.2	54.0	70.4	86.9	103.8
財政収支	4.9	30.0	57.7	81.3	107.7	139.5
2006年から2011年まで利子率が経済見通しより1%高かった場合						
歳入	3.9	24.1	36.5	38.9	39.2	40.6
歳出	8.6	24.4	34.2	40.3	45.4	49.7
財政収支	▲ 4.7	▲ 0.3	2.2	▲ 1.4	▲ 6.2	▲ 9.2
2006年から2011年までインフレ率が経済見通しより1%高かった場合						
歳入	12.6	41.0	74.9	112.4	154.9	202.2
歳出	3.1	11.1	20.5	31.6	44.2	58.3
財政収支	9.5	29.9	54.4	80.8	110.8	143.9

(参考6) 財政収支見通し

(単位：10億ドル)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
歳入	1,880.3	2,153.9	2,285.5	2,415.9	2,590.3	2,714.2	2,878.2	3,034.9
歳出	2,293.0	2,472.2	2,708.7	2,770.1	2,813.6	2,921.8	3,060.9	3,239.8
財政収支 (対GDP比)	▲ 412.7	▲ 318.3	▲ 423.2	▲ 354.2	▲ 223.3	▲ 207.6	▲ 182.7	▲ 204.9
	▲3.6%	▲2.6%	▲3.2%	▲2.6%	▲1.5%	▲1.4%	▲1.1%	▲1.2%

(3) 金利と成長率の関係

米国を訪問した際に、OMB の担当官は、金利と成長率との関係について「両者の関係について特に予断は持っていないが、一般論で言えば、成長率が金利を上回るとただで借金ができる（free lunch）こととなり、そういう前提是適切でないと考える。」と述べていた。また、財務省の担当官は「歴史的に見ると、金利の方が高いことが多かったのではないか。長期の見通しを作る際には慎重な見込みの方がよいと考えられる。いずれにせよ、財政見通しの経済前提の設定に当たっては、CBO や民間調査機関の見通しなどを基に、OMB、CEA、財務省等が協議して決めており、過度に楽観的な見通しとならないように規律づけるメカニズムが働いている。」と述べていた。

(5) 米国予算教書における財政見通しについて

① 概要

米国予算教書において、歳出・歳入見通しは、現行施策を前提としたベースライン見通しと、ベースライン見通しに大統領の政策的イニシアチブを反映させた政策見通しの2通りが示されている。

② ベースライン見通しの算出方法

ベースライン見通しについては、

(i) 毎年度の歳出予算法によって歳出額が決定される国防費、国際関係費等の裁量的経費

(ii) 恒久法に基づいて毎年自動的に歳出額が決まる社会保障関係費、利払費等の義務的経費及び歳入

に分けて算出している。

裁量的経費については、足元での実績見通しをベースにインフレ率を考慮して算出している。ハリケーン対策など一時的な要因は除外している。また、義務的経費及び歳入については、現行法を継続した場合に見込まれる歳出及び歳入額を算出している（インフレ率だけでなく、GDP成長率、長期金利等も考慮されていると思われる。）。

（参考7）

（単位：10億ドル）

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
歳出						
ベースライン見通し	2,669	2,701	2,798	2,925	3,050	3,210
政策見通し	2,709	2,770	2,814	2,922	3,061	3,240
歳入						
ベースライン見通し	2,301	2,444	2,597	2,729	2,901	3,064
政策見通し	2,286	2,416	2,590	2,714	2,878	3,035
財政收支						
ベースライン見通し	▲ 367	▲ 257	▲ 201	▲ 196	▲ 149	▲ 146
政策見通し	▲ 423	▲ 354	▲ 223	▲ 208	▲ 183	▲ 205

グラム・ラドマン・ホーリングス（GRH）法における経済見通しについて

1. GRH 法制定の経緯

レーガン政権発足直後の大幅減税の結果、米国の財政赤字は急速に拡大し、その弊害についての認

識等から、1985年12月に財政収支均衡法（Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985、提案者の名前から「グラム・ラドマン・ホリングス法」（GRH法））が制定された。

2. GRH法の概要

GRH法は、1991年度に財政収支を均衡させることを目標として、各年度の財政赤字目標額を定め、年度当初における財政赤字の見通しが目標額を100億ドル以上上回る場合（1991年度はゼロにならない場合）、目標を超過した額の半分を国防費から、残りを非国防費から一律に削減する手続を定めたものである。

（単位：億ドル）

	1986	1987	1988	1989	1990	1991
GRH法（目標額）	▲1,719	▲1,440	▲1,080	▲720	▲360	0

3. 予算教書における財政収支見通し

1987年度予算教書（1986年2月公表）においては、1991年に財政収支の黒字化を達成する見通しを立てていたが、結果的に財政収支は1985年度よりも悪化している。

（単位：億ドル）

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
GRH法（目標額）	—	▲1,719	▲1,440	▲1,080	▲720	▲360	0
予算教書	—	▲2,028	▲1,436	▲936	▲675	▲358	13
実績	▲2,123	▲2,212	▲1,497	▲1,552	▲1,526	▲2,210	▲2,692

4. 財政収支見通しと実績が乖離した要因

まず、財政収支見通しの前提となっている経済見通しを分析してみると、1987年度予算教書では、1988年以降名目GNP成長率が長期金利を上回るような見通しを立てていたが、実績では1986年以降長期金利が名目GNP成長率を上回っている。

（単位：億ドル）

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
予算教書	—	—	—	—	—	—	—
名目GNP成長率	—	7.0%	8.3%	7.9%	7.3%	6.5%	5.7%
長期金利	—	8.9%	8.5%	7.3%	5.5%	4.8%	4.5%
実績	—	—	—	—	—	—	—
名目GNP成長率	11.0%	5.5%	6.2%	7.8%	7.5%	5.9%	3.2%
長期金利	10.6%	7.7%	8.4%	8.9%	8.5%	8.6%	7.9%

こうした前提を基に算出された財政収支を分析してみると、歳入・歳出とともに、実績は予算教書の見込みより悪化している。特に、1988年以降利払費が大きく悪化している。

(単位：億ドル)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
歳入							
予算教書	—	7,771	8,504	9,332	9,961	10,581	11,240
実績	7,341	7,692	8,544	9,093	9,912	10,321	10,551
歳出							
予算教書	—	9,799	9,940	10,268	10,636	10,938	11,227
実績	9,464	9,904	10,041	10,645	11,438	12,531	13,243
(うち利払費)							
予算教書	—	1,427	1,480	1,451	1,360	1,256	1,159
実績	1,295	1,360	1,386	1,518	1,691	1,848	1,940
財政収支							
予算教書	—	▲2,028	▲1,436	▲936	▲675	▲358	13
実績	▲2,123	▲2,212	▲1,497	▲1,552	▲1,526	▲2,210	▲2,692

5. GRH 法の改正

GRH 法制定後も、財政赤字の削減は目標通りには進まず、1987 年には財政収支均衡の目標年次を 1993 年度に先送りする等の GRH 法の改正が行われた。

しかし、その後も財政赤字削減は進まず、1990 年包括財政調整法 (OBRA90) により、GRH 法は全面的に改正された。

(単位：億ドル)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
GRH 法 (85)	▲1,719	▲1,440	▲1,080	▲720	▲360	0	—	—
改正 GRH 法 (87)	—	—	▲1,440	▲1,360	▲1,000	▲640	▲280	0
財政収支実績	▲2,212	▲1,497	▲1,552	▲1,526	▲2,210	▲2,692	▲2,903	▲2,551

6. GRH 法の問題点

GRH 法では、一律削減の要否は年度当初の財政赤字見通しに基づいて決定されることとなっており、年度途中に補正予算等が成立することによって、当該年度の財政赤字の実績額が目標額を超えたとしても何ら措置が講じられなかった。

また、財政赤字見通しの前提となる経済見通し等についても楽観的になりがちであり、したがって、

歳入・歳出の見通しも楽観的なものとなりやすかった。

(6) 財政健全化に対する国民の理解

財政健全化に対する米国民の反応を見ると、一般論としては財政健全化に賛成するが、各論では反対しがちであり、国民の理解を得ることは米国でも困難な課題となっている。米国を訪問した際に、上院財政委員会の担当官は「財政健全化は大きな課題であり、その方針の国民に対する説明は大統領によるところが大きいと思われる。国民の理解を得るために、債務が膨らめば、金利の上昇により人々の生活に直接悪影響を及ぼすという点がポイントになると思われる。」と述べていた。

2006 年の一般教書演説においてブッシュ大統領は、「米国の競争力を維持するためには税金の良い活用者である必要がある。私の任期では毎年、私たちは非安全面に対する支出増を削減し、その予算案を可決させた。今年の予算は、優先事項ではない 140 以上の事業を削減又は制限する。これらの改革により、私たちは来年 140 億ドルを削減し、2009 年に財政赤字を半減させる。連邦予算には特殊法人事業が多すぎる。今年は私とクリントン前大統領を含め、最初のベビーブーマー約 7,800 万人が 60 歳を迎える。これは個人的な危機以上の出来事であり、国家の課題である。ベビーブーマー世代の引退は空前の緊張を政府にもたらすだろう。2030 年までに、単独で社会保障、老人医療健康保険制度、及び低所得者医療扶助制度への支出が約 60% に達するだろう。支出におけるあらゆるカテゴリーの大幅削減と増税、膨大な赤字という不可能な選択肢を連邦議会にもたらす。」と述べている。

現在、米国的一般政府債務残高対 GDP 比は 60% 程度であり、対 GDP 比 160% を超える日本の半分以下であるが、上記のように財政赤字の拡大は経済の不安定要因であるとの認識の下、財政健全化に向けて積極的に取り組んでいる。

4. 社会保障制度改革

【ポイント】

- 医療については、民間保険が中心であるが、メディケア、メディケイドといった公的な医療給付費の伸びを抑えるために、様々な取組が行われている。
- 個人年金勘定の創設は、民の役割の拡充との考え方の下、2007 年度予算教書においても引き続き提案されている。

(1) 医療

① 医療制度の概要

米国の医療保障は、基本的には、個人の自己責任という考え方が支配的であり、医師の自由診療を前提に、民間医療保険中心のシステムとなっている。公的な医療保険制度としては、メディケア（65歳以上の老齢者等が対象。連邦で運営）とメディケイド（低所得者が対象。州で運営）がある。一方、現役世代に対しては、企業が医療保険を提供しており、公的保険にも民間保険にも加入していない無保険者が全国民の約16%存在する。

メディケアには、入院費用をカバーする強制加入のパートAと診療費用をカバーする任意加入のパートBがあり、パートAは社会保険税、パートBは加入者の保険料と一般歳入からの拠出で賄われている。

メディケイドは、一定の要件を備えた低所得者に対する医療扶助であり、連邦政府のガイドラインの下に各州政府が運営している。連邦政府は、給付条件等について一定のガイドラインを設け、各州の財政状況に応じて補助金を負担している。また、州政府は受給要件を定めるとともに、実際の運営を行っている。

② 2003年メディケア改革

○ 外来処方箋薬助成を保険対象（任意加入）とする（従来は入院中の薬代のみ）。

- ・月額35ドルの保険料を支払うことで、以下の外来処方箋薬助成を受け取ることができる。

年間費用	補助割合
~250ドル	全額自己負担
250~2,250ドル	75%補助
2,250ドル~5,100ドル	全額自己負担
5,100ドル~	95%補助

- ・処方箋薬代保険を運営する保険会社が、競って製薬会社との間で薬価の値引き交渉することにより、医療コストが抑制される一方、医療サービスの利用者にとって保険の選択の幅が広がることが期待されている。

○ メディケアパートB改正

- ・これまで、主に診療報酬を対象としたメディケアパートBにおいては、保険料は全費用の25%と定められており、全加入者は一律の保険料（月額58.7ドル）

を負担していたが、今回の改正で、年収 8 万ドル以上の個人に対しては、年収に応じて段階的に保険料を増額することとなった。

- ・また、最低自己負担額を 2005 年に年間 100 ドルから 110 ドルへ引き上げ、その後、メディケア支出額に応じてスライドさせることとなった。

③ 医療貯蓄口座 (Health Saving Account (HSA)) の拡充

- ・医療貯蓄口座は、高額の自己免責額が設定された医療保険に加入している者を対象とする税制優遇の預金口座である。毎年の預け入れ額は自己免責額を上限とし、引き出すための用途は、医療保険適用の際の自己免責分の支払い及び保険対象外の医療費に充てる場合に限られる。預け入れ時に所得控除の対象となり、引き出し時にも利子課税が免税となる。
- ・高免責保険は、保険加入者に保険適用時に自己負担を意識させ、医療費のモラルハザード的な濫用に歯止めをかけるという効果があるが、保険適用時に高額の自己負担による支払いが必要になることが普及の障害となってきた。医療貯蓄口座における貯蓄でこの支払いに備えられるようにすることで、高額免責保険の普及を図る。
- ・高免責保険は保険の対象となる医療サービスの範囲が広く、また、医療貯蓄口座において医療費に用いるための蓄えを十分確保できるため、医療サービスの利用者にとって医療サービスについての選択肢が広がることが期待されている。
- ・これまでに、医療貯蓄口座利用者が支払う保険料についても所得控除の対象にすること、低所得層に対し一定額を政府から医療貯蓄口座に直接支給すること、小規模事業主が被用者の医療貯蓄口座に拠出する場合に税を一部控除することが提案されている。

④ 医療費を抑制する方策

メディケアについては、基本的には給付と負担の関係が明確になるように、社会保険税を一般税収と区分経理し、そこから支出を行っているが、一部は一般税収から支出されている。そこで、一般税収からの支出が増えると給付と負担の関係が不明確になってしまふため、メディケアの支出に対する特定財源（社会保障税及び保険料）の比率が、一定の割合を下回ると予想された場合に、行政府に対処策を提案しなければならないとするルールが提案されている。

また、診療報酬については、診療報酬総額の増加率が経済成長率（10 年間の移動平均）を上回った場合に、その部分を翌年の診療報酬から差し引くという仕組みを採用している。

メディケアについては、米国を訪問した際に「現在のまま何もしないと、インフ

レ率をはるかに超える高い伸びによって、現在の GDP 比 5%から 20%に増大することが予想されており、明らかに持続可能ではない。」との意見があった。

(2) 年金

① 年金制度の概要

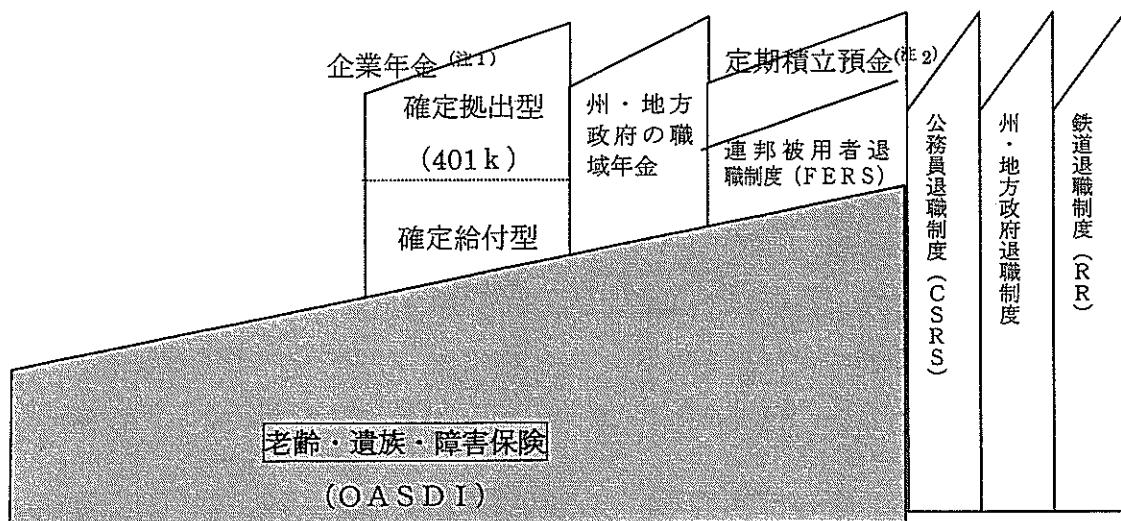
米国の公的年金制度は、老齢・遺族・障害保険（OASDI）と呼ばれる一般的制度と、公務員・鉄道職員など一定の職業のみを対象とする個別制度とに大別される。これらの中核である OASDI は連邦政府が運営し、被用者や自営業者の大部分が加入している。

老齢年金の支給開始年齢は原則 65 歳であるが、2003 年から 2027 年までの間に段階的に 67 歳に引き上げられることになっている。

OASDI の主な財源は、事業主、被用者及び自営業者から徴収される社会保障税（税率 12.4%を労使折半）であり、連邦の一般会計とは別に社会保障信託基金として管理されている。

なお、社会保障基金の資金はすべて米国債により運用されている。

② 現行の米国年金制度のイメージ



(注 1) 米国の企業年金のうち、確定拠出型年金は全体の約半分を占めており、そのうちの半分以上が 401k であると言われている。401k とは、内国歳入法第 401 条第 k 項に定められている課税の繰延措置の条件を満たす年金である。

(注 2) 定期積立預金 (Thrift Saving Plan (TSP)) も確定拠出型年金であり、いわば、企業年金の 401k の公務員版といえる。

③ ブッシュ大統領の提案及びその背景

ブッシュ大統領は、2005年2月2日の一般教書演説の中で、現行の「確定給付方式」の基礎年金（いわゆる一階部分）の一部に、個人の選択により、拠出額の一部を自身が運用し積み立てることができる「確定拠出方式」の「個人年金勘定」を創設することを、従来以上に明確に提案した。

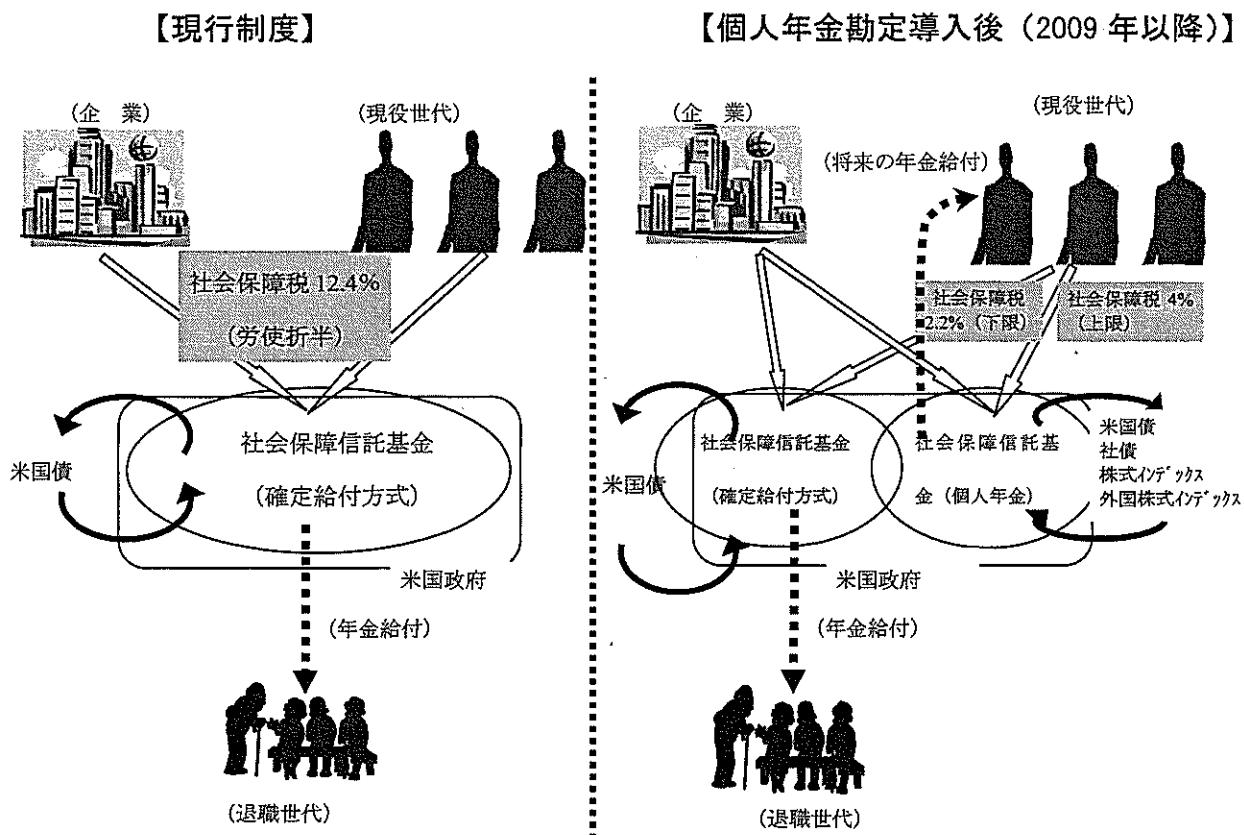
これまでに明らかにされた年金改革案の内容は、以下のとおりである。

- ・ 2009年より段階的に、社会保障税（税率12.4%を労使で折半）のうち一部を、国民が任意で個人勘定に振り向けることを可能とする。
- ・ 55歳以上の現在・近未来の受給者には受給水準を保証する。
- ・ 社会保障税（12.4%）は引き上げない。
- ・ それ以外は、給付開始年齢の引上げ、高額所得者への給付制限等も含めて、すべて今後の検討の選択肢とする。

提案の背景として主なものは、以下のものが挙げられる。

- ・ 現行のままでは、年金制度は2042年には積立て資産が枯渉して、制度は破綻する。改革を先延ばしにすればするほど負担は大きくなると見通されている。
- ・ 退職年金の個人による「所有」の拡大と年金管理における自己責任の徹底との方向性は、ブッシュ政権の目指す「オーナーシップ社会（個人の選択と自己責任重視、市場メカニズム重視、小さくて強い政府を志向）」の哲学に合致している。

④ 年金改革案の概要



(参考) 個人年金勘定の概要 一現行制度との比較一

	現行制度	改革案
社会保障税	課税所得の 12.4% (労使折半)	課税所得の 12.4% (労使折半)
積立・運用・支給の方法	<p>修正積立方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現役世代の年金払込は現在の退職世代の給付に充当。残余の部分については、年金信託基金で運用。 ○ 全額国債に投資。 	<p>個人年金勘定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保障税の一部（課税所得の 4 %以下の額）を個人年金勘定に積立可能とする（現在の退職世代の給付に充当せず）。 ○ 被保険者の選択（複数選択可）に従い、以下の政府管理ファンドで運用。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国債 ・ 社債（投資適格） ・ 大企業株式インデックス ・ 中小企業株式インデックス ・ 外国株式インデックス <p>（以上は現行の連邦職員を対象とした定期</p>

		<p>積立預金で認められている運用先と同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退職年齢到達時に、定期金として受け取るか一時金として受け取るかの選択が可能。 ○相続可能。
--	--	--

⑤ 財政への影響

個人年金勘定を導入することは、政府が保障する確定給付の対象が減ることを意味し、政府の運用リスクを減少させる効果があるが、基本的にはそれ自体が直接的に財政に影響を与えるものではなく、結局は給付削減など公的年金そのものの改革が必要となると言われている（なお、現行の制度では資金の運用はすべて国債に限定されているが、運用先を広げることは、政府の資金調達の減少につながり、小さな政府・民間の貯蓄率の向上につながるとの効果も指摘されている。）。

導入移行期間中は、現行制度の受給者には従来どおりの給付を行う一方で、財源の一部を個人勘定に振り向ける必要がある。ホワイトハウスは今後 10 年間で制度移行費を 6,640 億ドル（利息を含めると 7,540 億ドル）と予測、市中には総額で 1 兆から 2 兆ドルの制度移行費を予想する声があり、いずれにせよ短期的に米国債の増発は避けられないとされている。

⑥ 年金改革の現状

議会では、共和党議員から年金改革に関する法案が提出されたが、民主党は、年金の保障機能の喪失や制度の移行コストの問題等を理由に個人年金勘定の導入に反対している。なお、2007 年度予算教書においては、2006 年度と同様、年金について、2017 年には社会保障基金が赤字に転落し、2030 年には予定された給付額の 79% しか支払えなくなり、2080 年には 68%まで落ち込むとの見通しを示し、高額所得者への給付を賃金スライドから物価スライドへ変更することや社会保障税の一部を個人勘定へ移すことを提案している。

年金改革について、米国を訪問した際に、下院財政委員会の担当者は「社会保障制度における個人年金勘定の導入は、オーナーシップ社会の実現に向けてブッシュ政権がコミットしている大改革である。個人年金勘定によって、個人は自らの積立金を株式市場で運用し、これまでよりも多くの給付を受けられるとともに、国際競争にさらされている企業にとっても、勘定に事業主負担分の拠出を行うことによって、後で多額の拠出を強いられるような確定給付のリスクを回避することができる。従って、個人年金勘定は、社会保障制度の運営において民の役割を拡充していくものと言うことができる。なお、民主党は社会保障こそ官が担うべき最も基本的部分と考えており、民主党あるいは共和党と民主党の勢力が拮抗している上院からは支持を得られていないという状況である。」と述べていた。また、「個人年金勘定や医

療貯蓄口座は、社会保障制度全般にとって非常に大きな哲学の変革である。これまでの社会保障制度は、全て政府が面倒を見るという発想によって構築されてきたが、これらは個人がより積極的にリスクを管理する制度である。」との意見があった。さらに、日本の年金制度のマクロ管理について、「非常に興味深い。」との意見もあった。

5. 国と地方の間の財政関係

【ポイント】

- 国と州・地方政府は独立した組織となっており、財政健全化については、基本的にそれぞれの政府の責任で行うこととしている。

米国においては、国と州・地方政府は独立した組織となっており、財政健全化については、基本的にそれぞれの政府の責任で行うべきものと考えられている。また、州・地方政府間の財政調整の仕組みはなく、州・地方政府間において財政的不均衡が生じても、それは、地域経済の状態、州・地方政府の歳入政策の問題であり、基本的には、州・地方政府は各自の財政に責任を持って運営し、州・地方政府間格差についても各州・地方政府が競争し合うことによって自ら解決していくべきことであると考えられている。

現在、州・地方政府の歳出の 1/4 は連邦政府からの補助金（grant）で賄われており、約 700 のプログラムがある。そのうち 30% をメディケア、メディケイドなどの医療支出、残りの 70% はインフラ整備、犯罪、教育などの分野であり、連邦政府の政策目的を達成するために州・地方政府に交付し、その支出目的は詳細に決まっている。また、メディケイド以外には、連邦政府と州・地方政府が経費負担を共同して行う事業は存在しない。

また、地方歳出と歳入のギャップを埋める日本の地方交付税制度について、米国を訪問した際に「そのような仕組みにより、国の地方への交付金に歯止めがかからない状態になっているとしたら、改革が必要である。地方が主体的に歳出の効率化に取り組むようにするためには、地方自治体に収入をもたらす事業を渡す代わりに、地方への交付金を削減すること等も一案ではないか。」との意見があった。

6. 予算の質の改善、効率化に関する取組

【ポイント】

- 2004年度より、予算編成に活用するため、プログラム毎の目的、管理、成果をチェックする手段としてPARTを導入している。
- PARTは統一的・継続的な質問事項を使用しているため、同一のプログラムのその後の業績の向上の有無や、類似のプログラムの間での業績の比較を行うことができる。
- PARTによる情報の蓄積は、米国が施策の取捨選択に踏み込む際に、貴重な財産となると考えられている。

(1) PART (Program Assessment Rating Tool)

ブッシュ大統領は、政権就任初年度の2001年8月に、行政府の業績改善のために取り組む「大統領の経営課題」を公表した。その中の一つである「予算と業績の統合」を推進するため、2004年度予算教書から、予算査定のツールとして、プログラム毎の目的、管理、成果をチェックする手段として「プログラム評価採点ルール」(PART)を導入している。

(参考)「大統領の経営課題」

- ・ 人的資源の戦略マネジメント (Strategic Management of Human Capital)
- ・ 競争的資源配分 (Competitive Sourcing)
- ・ 財政体質改善 (Improved Financial Performance)
- ・ 電子政府の拡大 (Expanded Electronic Government)
- ・ 予算と業績の統合 (Budget and Performance Integration)

① PARTの目的

PARTの目的は、プログラムの業績を評価し、その改善を図ることによって、連邦政府がより良い成果を上げることができるようすることである。PARTの分析によって、プログラムの長所と短所を明らかにし、プログラムをより効果的なものにするための予算配分及びマネジメントのための判断に資することができる。PARTは統一的・継続的な質問事項を使用しているため、同一のプログラムのその後の業績の向上の有無や、類似のプログラムの間での業績の比較を行うことができる。

② PART の評価方法

PART による評価は、約 30 の質問項目に YES／NO 等の選択形式で回答していくことによって、「プログラムの目的」、「戦略的プランニング」、「プログラムの管理」の 4 セクションの評価が行われ、その合計によって総合評価が行われる仕組みとなっている。

各質問項目の目的及び YES と回答するために必要な要件については、「PART の手引き」に各質問項目毎に明示されている。例えば、「プログラムは、具体的に存在する問題・利害あるいは需要に対処するものといえるか。」という質問について、YES と回答するためには、「明確に特定できる利害・問題・ニーズが必要」、「現在の環境においても、プログラムの目的が重要性を有していること（すなわち、プログラムの創設が目的としていた問題が引き続き存在すること）が必要」、「例えば、プログラムが特定の市場の失敗に対処するためのものかどうかを考慮する。」、「明確な需要があるとはいえない場合には、NO と回答しなければならない。」、「“プログラムの目的が明確か”という前問に対する回答が YES で本質問に対する回答が NO であることもあり得るし、その逆もあり得る。」といった解説が付されている。

③ PART の活用

OMB は、PART による評価は予算編成における判断材料の一つに過ぎない（予算配分に当たっては、プログラムの効果だけでなく、経済情勢、施策の優先度合い等の要素も考慮する必要がある。）こと、また、実績が上がっている（上がってない）ことの原因は予算が多いこと（少ないとこと）にあるのか、別の要因によるのかは、場合によって違うことを強調しており、PART による評価が自動的に予算配分に反映されるわけではないとしている。例えば、低い評価であっても、改善のためにより多くの予算が必要な場合や、高い評価であっても役割が終了しつつある施策もあるからであるとのことであった。実際に、具体的にプロジェクトの評価と予算の増減の関係を見てみると、極めて多様である。しかしながら、PART による情報の蓄積は、米国が施策の取捨選択に踏み込む際に、貴重な財産となると考えられている。

（2）不適切支出情報法

予算の執行管理については、2002 年に不適切支出情報法（Improper Payments Information Act of 2002）が制定され、予算の過払い又は未払いを含む不適切な支出について、各省は翌会計年度の 3 月 31 日までに議会へ報告することとされている。

